

産業廃棄物処理施設変更許可証

平成28年8月18日

住所 京都市伏見区横大路千両松町78番地

氏名 光アスコン株式会社
代表取締役 喜多川光世

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

京都市長 門川 大作



許可の年月日	平成28年8月18日	許可番号	第170号
施設の種類	焼却施設		
処理する産業廃棄物の種類	「普通産業廃棄物として」 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、紙くず、木くず、繊維くず（以上11種類） 「特別管理産業廃棄物として」 廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、汚泥（以上5種類）		
設置場所	京都市伏見区横大路千両松町78番地		
処理能力	汚泥として 22.5立方メートル/日（24時間） 廃油として 28.2立方メートル/日（24時間） 廃プラスチック類として 34.1トン/日（24時間） その他の産業廃棄物として 48トン/日（24時間）		
許可の条件	場内で捕集した雨水について、公共用水域に放流する場合には、毎年1回以上、ダイオキシン類を測定し、その結果を本市に報告すること。		
留意事項	1 施設の設置（変更）に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は本市担当部署に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		